

○湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会設置要綱

平成 24 年 8 月 31 日

告示第 2 号

(目的)

第 1 条 湖周行政事務組合長（以下「組合長」という。）は、DBO方式により整備するごみ処理施設事業者を選定するため、湖周地区ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、事業者選定の公募、審査及び評価、選定に関する事項についての調査、検討を行うほか、これらの結果について提言し、また意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 名をもって組織する。

(委員の選任及び解任)

第 4 条 委員は、行政代表者、学識経験者の中から組合長が選任する。

2 委員は、第 2 条に規定する任務が終了した時及び組合長が必要と認めた時は、解任されるものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席の場合はその職を代理する。

(会議の公開等)

第 7 条 委員会の公開・非公開については、会議の内容に応じて委員会において決定する。

2 委員会の会議要旨は原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部または一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員報酬)

第 9 条 委員に報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、組合長が別に定める。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、湖周行政事務組合事務局が行う。

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

この告示は、平成 2 4 年 8 月 3 1 日から施行する。